特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和2年 (2020年) **10**月 **28**日 (水)

No. 15283 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆欧州各国の知的財産制度

イタリア (下) ………(1)

欧州各国の知的財産制度

- 第12回 - イタリア (下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数 回に分けて紹介するものである。今回は、イタリア の知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中 心に解説する。

2. 総論

イタリアでは、もともと民法などにおいて、商

標に関する規則が置かれていたが、1942年6月21 日勅令第929号として商標法が制定された。その 後、イタリア商標法は、1998年12月21日のEEC指令 No.89/104を履行するために、1996年4月15日、改 正法が施行された。この改正により、商標登録の存 続期間が出願日から10年とされ、出願人が自ら業務 を行っていることを求める要件が緩和された。また、 2005年の改正において、もともとの多くの断片的な



特許事務所

辰彦* 会長弁理士 佐藤 代表所長弁理士 加賀谷 副所長弁理士 酒井 俊之 暁* 茂* **弁理士** 吉田雅比呂 弁理士 松井 弁理士 渡辺 **弁理士** 千木良 崇 弁理士 渡辺 良幸 康伸* **弁理士 岡崎 浩史** 弁理士 破魔 沙織 武孝* **弁理士 塩谷** 享子 弁理士 宮尾 ^{弁理士} 鈴木 俊二 **弁理士 四野宮隆絋** 岳史 進* 弁理士 小森 浩一 弁理士 瀬川 弁理士 阿相 弁理士 大橋 勇 弁理士 名塚 聡 弁理士 大澤 弁理士 高野 信司 弁理士 山崎 隆* 野崎 俊剛 弁理士 日置 康弘 **角理士** 白形由美子* 弁理士 和久* **弁理士 藤村 明彦** 弁理士 徳川 弁理士 川口 康 *付記弁理士 (特定侵害訴訟代理)

東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 $\mp 160 - 0023$ 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810 FAX 03(5324)9820

URL:http://www.sato-pat.co.jp E-mail:office@sato-pat.co.jp